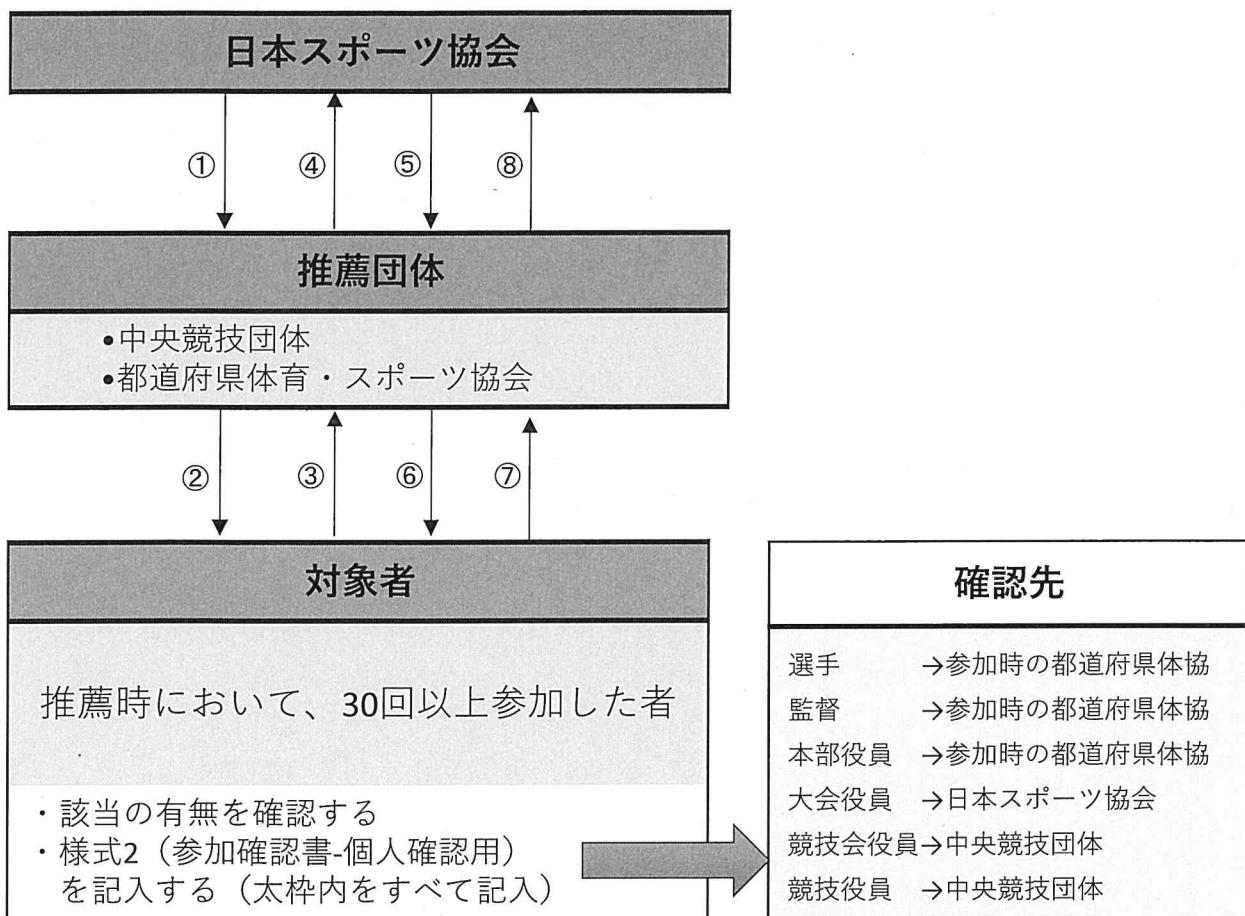


国民体育大会功労者表彰推薦・決定の流れ



4月上旬

- ① 表彰対象者推薦依頼および関係書類の送付 [日本スポーツ協会→推薦団体]
- ② 表彰についての通知および様式2（参加確認書-個人確認用）の送付 [推薦団体→対象者]
- ③ 様式2（参加確認書-個人確認用）に必要事項を記載し、推薦団体へ提出 [対象者→推薦団体]

5月中旬【5月15日締切】

- ④ 様式1および様式2（参加確認書-提出用）を提出 [推薦団体→日本スポーツ協会]
※推薦団体にて参加履歴の確認作業、推薦者の決定

6月下旬

- ⑤ 審査結果通知の送付 [日本スポーツ協会→推薦団体]
※日本スポーツ協会にて推薦者を審査・決定し、功労者表彰式および総合開会式への出欠席調査用紙を併せて送付
- ⑥ 審査結果通知の送付 [推薦団体→対象者]

7月中旬

- ⑦ 功労者表彰式および総合開会式への出欠席の回答 [対象者→推薦団体]

8月下旬

- ⑧ 功労者表彰式および総合開会式への出欠席を提出 [推薦団体→日本スポーツ協会]

注) 故人の推薦については、推薦団体の責任において事務手続き等を行うものとする。

国民体育大会功労者表彰基準

この基準は、永年にわたり団体に参加し、その発展に貢献したものに対し行う「国民体育大会功労者表彰」を実施するための必要な事項について定める。

1. 表彰対象者

国民体育大会冬季大会または国民体育大会（いずれも本大会）に通算30回以上、次のいずれかの立場で参加した者とする。

都道府県選手団本部役員、監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員（視察員として参加した者は除く）。

なお、同一年に開催された国民体育大会冬季大会・国民体育大会（いずれも本大会）の両方に参加した場合でも1回と見なす。

2. 表彰

本会会長名による表彰状を授与する。

3. 推薦手続き

表彰者の推薦は、本会及び本会加盟団体[都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体]が行う。

本会加盟団体は、別紙様式1-1（様式1-2）及び様式2により該当者を本会会長へ推薦する。

4. 表彰者の決定

国民体育大会委員会において審査し、決定する。

5. その他

表彰は、原則として毎年国民体育大会本大会時に行う。